

平成30年度 生協ガバナンス研修会実施報告

平成30年8月28日(火) 日本特殊陶業市民会館 第1会議室

生協法と生協ガバナンス、役員役割

(民法改正対応課題の全体像と日本生協連からの情報提供について)

講師 下川慶子氏(日本生協連法務部 弁護士)

◇参加者 40名(19生協33名、行政3名、事務局4名)

コープあいち2名、あいち1名、生活クラブ3名、トヨタ3名、かりや愛知中央3名、一宮3名、トヨタ車体2名、愛知県職員2名、愛知県警察職員1名、南医療2名、みなと医療1名、名古屋市市民火災共済1名、オークマ1名、東海コープ1名、アイチョイス1名、大学生協東海事業連合3名、県民共済1名、中部電力1名、愛知県いきいき生協1名、県民生活課3名

◇生協に関する法的ルール

①生協法と定款

・生協法・・・根拠法(=その組織の事業・運営・財産管理の最も**基本となる法律**)

※法人とは法律上、人とみなされる

・定款・・・「**生協の憲法**」(=生協における**最上位の自治規範**)

※模範定款例は法的な拘束力はないが、**影響は強い**

・自治規範・・・**規約、諸規程**一般原則

※自治規範は法規範に従う、下位の規範(基準、要領、内規等)は上位の規範に従う

②生協法の構成

◇生協のガバナンスと各機関・役員の役割

「ガバナンス」とは、集団が自らを健全に統治すること

①生協のガバナンスの意義と仕組み

②生協の機関とガバナンス

③各機関の役割・・・総(代)会、理事会、監事



山本会長(あいさつ)



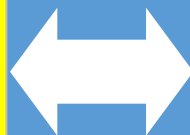
下川弁護士(講師)

◎事業計画はなぜ総(代)会の議決が必要とされているか

総(代)会

生協の事業は、組合員に提供し、事業の利用を通じて暮らしを良くしてもらうことが目的。

⇒ **どのような事業を行うか**は組合員にとっても重要な関心事であり、**組合員が直接・間接に参加する総(代)会で決めることが適切。**



株主総会

株式会社は、獲得した利益を何らかの形で株主に還元することが目的であり、事業は利益獲得の手段。

⇒ 株主は会社の行う事業自体について関心も能力も低い。**事業の遂行については、プロの経営者集団である取締役会に一任することになる（所有と経営の分離）。**

《各機関の基本的役割とガバナンス上の意味》

総(代)会	最高意思決定機関として、(a) 事業計画・予算と決算、(b) 定款・規約の改廃、(c) 組織自体の変更（合併・解散）など、生協法人の最重要事項について決定する権限を有する。
理事会	全理事で構成し、重要事項の意思決定と理事の業務執行の監督を任務とする。
代表理事	理事会の決定に従い、その監督のもとで業務を執行する。
監事	独任制の機関として理事の職務の執行（財産管理を含む）について監査し、その結果を報告する。

◇役員 の 義務 と 責任

- ・民法の委任に関する規定に従う(生協法29条の2)
役員 の 基本的 義務 (善管注意義務 = 善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理)
理事 の 忠実義務 (理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守)
- ・生協に対する責任
「任務を怠った」場合に、そのことによる損害を賠償する責任を負う
⇒ 「任務を怠った」場合とは、善管注意義務・忠実義務を果たさなかった場合
- ・第三者に対する責任 損害を賠償する責任を負う

◇役員 の 責任 が 問 わ れ た 事 例 解 説 (お さ え て お く べ き 点)

- ・職員 の 不正 に 関 して 責任 が 問 わ れ た 事 例
- ・リスク管理、内部統制の問題事例
- ・役員 の 善管注意義務 の 履行 を 認定 し た 事 例
- ・監事 が 損害賠償請求 を 上告 さ れ た 事 例

◇民法改正対応課題の全体像と日本生協連からの情報提供について

▼各会員生協における対応課題は、2つに大別される

①組合員との間の利用ルール等を定めた約款や、取引先や委託先との契約書について現状を点検し、改正民法に対応した内容に改める。

・宅配事業を含む各事業に関する約款

[組合員との契約関連:消費者取引]

・商品取引基本契約、不動産の売買・賃貸借に関する契約、業務委託契約など

[取引先・地主・委託先等との契約関連:事業者間取引]

②実務の現状を点検し、改正民法に即した今後の実務上の対応方針を固める。

・組合員の生協加入時の対応、商品事故や交通事故時の対応、債権管理、事業に関わって個人保証をとる場合の対応など。